

最終講義録

私の歩んできた法哲学研究の道^{*}

森 村 進^{**}

Je m'estime peu quand je m'examine; beaucoup, quand je me compare.
Villiers de l'Isle-Adam, "Sentimentalisme"

はじめに

- 1 思想史
- 2 規範的正義論、特にリバタリアニズム
- 3 人格の同一性
- 4 実定法学の基礎的問題
- 5 法概念論
- 6 幸福論
- 7 翻訳

終わりに

はじめに

ただいま [只野雅人研究科長から] ご紹介いただいた森村進です。本日は一橋大学の内部の方も、外から来られた方も、私の最終講義にご出席いただき、誠にありがとうございます。この講義の準備・設営・公報のために尽力していただいた皆さんにも、心からお礼申し上げます。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第19巻第1号 2020年3月 ISSN 1347-0388

※ この講義録は、私が2019年1月24日に一橋大学の佐野書院で行なった最終講義の記録である。[]に入れて示した最小限の補足を加えた以外は講演の内容を忠実に再現している。文中の「昨年」とは2018年、「今年」とは2019年を指す。講演時に配布した「レジュメ」を参考資料として最後にあげる。

※※ 一橋大学大学院法学研究科特任教授・名誉教授

私は原稿なしに長い話をするのが下手なので、用意した原稿を読み上げることにします。時間は15時から17時までと予告されていますが、それほど長い時間はかけないつもりです。[実際には1時間強かかった。]

私は1988年4月に一橋大学に法学部講師として採用されてから、30年以上ここで研究と教育にたずさわってきましたが、これまで自分の研究歴をまとまった形で話したり書いたりすることがありませんでした。そこでこの最終講義をまたとない機会として、私の法哲学研究の歴史をいくらか自慢を交えながら振り返ってみたいと思います。私よりも客観的に私の業績を評価できる人は多いでしょうが、私自身でなければ知らないこと、言えないこともまたたくさんあるはずです。

この回顧は一橋大学着任以前の研究にも遡ることになります。その一方、研究以外の教育や行政的業務や学会活動や社会貢献には触れません。

ところで昨年1月の終わりに、同僚だった佐藤哲夫さんが最終講義を行いました。その内容は『一橋法学』第17巻第3号に「国際法研究の40年と国際安全保障理事会」という題名で活字化されていますが、私とその最終講義を聴いて、またその後活字になったものを読んで感じたのは、〈佐藤さんの研究は何と統一がとれていたか〉ということです。佐藤さんは国際法の中でも国際組織法の分野で博士論文を書き、それを英語でも刊行し、次に体系的な教科書を書き、論文集をまとめる、という仕方でも研究を進めてきたそうです。

これに対して自分の研究を振り返ってみると、私は何か一つの目的や方向に向かって一筋に研究をしてきたのではなく、その時その時の自分の興味の赴くまま、行き当たりばったりに多くの方面で研究をしてきたという方が適切です。というのは、これからお話するように、私の研究業績は必ずしも密接に結びついているわけでない幾つかの領域に分けることができますが、それらの領域で研究を始めたそもそものきっかけは何かというと、たまたま読んだ論文や書物が面白くて研究を始めたとか、誰かから特定のテーマについて論文の執筆を依頼されたとかいったものだからです。つまり私のこれまでの業績は、一生をかけて何かをなしとげようといった遠大な計画に基づくものではありません。むしろそれは、森鷗外が『ファウスト』の自分の翻訳について言った言葉を借りれば、「ある計画を立てて、それに由って着々実行して行くと云うよりは、寧ろ^{むしろ}水至り^{きよ}渠成ると云う風

に出来るに任せて遣っている」[「訳本ファウストについて」]とでも言うべきものです。だからこの講義の「私の歩んできた法哲学研究の道」という題名からは、ある目的地をめざす一本の道ではなく、私が法哲学やその付近の領域で歩き回ってきた複数のルートをどうか想像して下さい。

私のこれまでの主要な研究業績は、皆さんにお配りした資料[本号に収録された「主要研究業績目録」と基本的に同一]にまとめられています。その内容を分野別に大きくまとめてみると、1 思想史、2 規範的正義論、特にリバタリアニズム、3 人格の同一性、4 実定法学の基礎的問題、5 法概念論、6 幸福論、7 翻訳に分類できるでしょう。もっともこれはかなり強引な分類であって、複数の領域にまたがる本や論文もたくさんありますし、これらのどれにもうまく収まらない論文もありますが、とにかく便宜上この分類を用いて、私がこれらの領域でどのように研究を進めてきたかをお話します。

その際に私は自分の本や論文の内容をはじめから詳しく説明する余裕がないので、ある程度皆さんがそれをご存じだと前提させてもらいます。

1 思想史

私が法哲学者になったのは、1978年に東京大学卒業後人事院に就職した後で、W. K. C. Guthrieの*The Sophists* [Cambridge University Press, 1971]という本を読んだのがきっかけです。この本は私の恩師である碧海純一先生が法哲学の授業の教科書として使っていた『新版法哲学概論・全訂版』[弘文堂、1973年]の中で触れられていたので、古代ギリシア・ローマ文化に関心があった私は学生時代にすでに買っていたのですが、その当時は積ん読になっていました。ところが就職後たまたまこの本を読んでみると、具体的にどんな個所だったかは覚えていませんが、ソフィストたちから始まる古代ギリシアの思想家が現代の法思想や倫理学とも共通する問題を2300年以上前に論じていたことを知って、ぜひ法哲学の研究者になってみたいと思ったのです。そこで私は碧海先生にお願いして、1980年に東京大学法学部の助手に採用してもらい、その年から83年にかけていわゆる助手論文「古代ギリシアの刑罰観」を執筆しました。この論文は、私が立教大学法学部の助手になってから『法学協会雑誌』に連載された後、神奈川大学

法学部助教授だった1988年に、注を省略した形で『ギリシア人の刑罰観』という題名で木鐸社から出版することができました。これが私の最初の著書です。この助手論文のテーマを選ぶきっかけになったのは、次のような事情からです。

第一に、私はアリストテレスが『ニコマコス倫理学』の第3巻、特に第5章で展開している責任論を読んだとき、これは団藤重光の『刑法綱要総論』に書いてあった人格形成責任論によく似ていると思ったのですが、そのことを指摘した人は誰もいませんでした。おそらく日本の刑法学者は『ニコマコス倫理学』を読まないし、アリストテレス研究者は刑法学を勉強したりしないという事実がその原因なのでしょうが、私はその両方を知っているのだからぜひ指摘したいと思ったのです。第二に、プラトンの『プロタゴラス』の中でソフィストのプロタゴラスが、刑罰は将来の犯罪を未然に抑止するためにあると主張し、応報主義を野蛮な考え方だと批判していることはある程度知られていますが、それだけでなくプラトンも応報主義に反対して『ゴルギアス』や『法律』で教育刑の思想を提唱していることはそれほど知られていないようです。一層知られていないのは、当時の法廷弁論の中には明白に目的刑論的な刑罰観がしばしば見られる、ということです。1980年代には古代ギリシアの法廷弁論の邦訳がまだほとんど存在しませんでした。ギリシア悲劇を主たるデータとして古代ギリシア人の思考様式を理解しようとする人の中には、特にアイスキュロスの『オレスティア』三部作などから、ギリシア人がみな応報的正義を信奉していたかのような印象を持っている人がいます。これは是正すべき誤った印象です。

1980年代前半の研究の結果公刊した『ギリシア人の刑罰観』は、今でも少なくとも日本では類書のない研究だと思っています。しかし私はその本が出版された後、ギリシア法思想の研究を継続しませんでした。その原因は、これからお話するように、デレク・パーフィットの人格同一性論やロバート・ノージックのリバタリアニズムに一層興味を持ったということもありますが、それだけではなく、せっかく出版した『ギリシア人の刑罰観』に対する反響をほとんど誰からも聞くことがなかったということへの失望もあります。

このことから現在の私が引き出す教訓は、われわれ研究者、特に一定以上の地位についている者は有望な若手の仕事に対して積極的な関心を持ち、激励を惜し

むべきでない、ということです。だから私は他の研究者から論文や書物をもたらったとき、たとえ自分が関心を持ってない場合でも、できる限り好意的な感想つきのお礼を書いています。それが学界という共同体に参加している者の取るべき態度だと思うからです。後で紹介するパーフィットはいつも若い哲学者の原稿を読んでコメントを加えていました。これがパーフィットが哲学の世界で尊敬されていた原因の一つです。

話を戻すと、そういうわけで私は学者生活の初期で古代ギリシア思想の専門的な研究から離れてしまったのですが、当時の研究はそれ以後の私の研究にも決して無駄ではなかった、というよりも、大変役に立ったと思っています。なぜならプラトンやアリストテレス、特に後者の発想と議論の中には私にとっても思索の糧となるものがたくさんあるからです。たとえば昨年公刊した『幸福とは何か』を書く際に、プラトンとアリストテレスの議論は有用な検討の材料を私に与えてくれました。また彼らをはじめとする古代ギリシアの思想家の権威を利用するような、こけおどしの議論に負けないだけの知識を身につけられたことも、今にして思えば無視できない収穫でした。

法思想史の分野に属する私の業績としては、他にも私の4冊目の著書である『ロック所有論の再生』、論文集『リバタリアンはこう考える』に収録したトマス・ジェファーソン研究、それから19世紀前半イギリスの文筆家ウィリアム・ハズリットに関する2本の論文、ごく最近では訳書の『ハーバート・スペンサーコレクション』、編著として『法思想の水脈』などがありますから、分量の点では決して少なくありません。特に『ロック所有論の再生』は、これによって一橋大学から博士（法学）の学位をいただいた学位論文だという点で重要な本です。おかげで私の肩書に大きな箔がつけました。しかし私の研究全体の中でこれらの思想史的研究が中心にあるとは言いにくいのです。

というのは、基本的に私は過去の哲学の著作に対して、現代の著作に対するものと変わらない分析的アプローチをとっているからです。それらの著作を歴史的な文脈の中で理解するという歴史的なアプローチは、無視するわけではありませんが、私の研究の中では二次的です。たとえばロックやジェファーソンやスペンサーについての私の研究は、彼らが活躍していた時代のイングランドやアメリカ

への関心から生まれたのではなく、彼らの著作がリバタリアニズムの思想を体现しているから行なったのです。

むしろ彼らの著作に関心を持って研究する以上、彼らの生涯や彼らが生きた社会や周囲の人々にも関心が広がるのは自然なことです。この事情は特にハズリットの研究について言えます。私は最初人格の同一性に関するハズリットの議論が現代のパーフィットの還元主義に先がけているので彼に関心を持ったのですが、その後ハズリットの著作全体に関心が広がりました。

それでも私は兄弟子にあたる長尾龍一先生〔東京大学名誉教授〕などと違って、本格的な思想史家でなく哲学者であって、歴史家としてはディレクタントにすぎないと思っています。なぜなら過去の思想家や哲学者の議論を現代の議論と同様に解明・検討したり発展させたりしたいとは思っても、歴史的事実を発見したいとか新たな歴史像を提起したいといった意欲はないからです。また私は文学学的な関心もあまり持っていませんし、初版本などの古書収集という趣味もありません。別の言い方をすると、哲学の著作に対する私の態度は歴史的というよりも超歴史的あるいは非歴史主義的であって、時代や社会を超えた普遍的な真理や意義を著作の中に求めようとするものです。

それと関係して、余談になるかもしれませんが、私は自分の学問的著述の中に——特に書物の中に——いわゆる「アクチュアル」な、時事的トピックをなるべく盛り込まないようにしています。私は「時代と切り結ぶ」ような研究をしようと思いません。そのようなトピックへの言及のほとんどは、何年もすればすっかり古びてしまうだろうと思うからです。

2 規範的正義論、特にリバタリアニズム

次に2に移ります。これは前に随筆で書いたことがあります〔『法学セミナー』2015年10月号の「法学者の本棚」欄〕、私は東京大学の助手になったばかりの1980年の秋、まだ邦訳されていなかったロバート・ノージックの『アナーキー・国家・ユートピア』を読んでとても感激しました。その原因はいろいろあります。才気あふれる文体、多くの学問分野にまたがる知識、問題関心のラディカルさ——これらなどですが、何よりも、ノージックが主張する自然権論的リバ

タリアニズムが私の無意識のうちに持っていた信念だったからです。

私は子どものころから〈自分を含む多くの人々は、社会のために生きているのではなく、ましてや国のために生きているのではなく、自分自身のために生きているし、それは何ら非難されるべきことではない。他の人々に害悪を与えない限り何をしてでも自由なはずだ〉と無意識のうちに信じていましたが、社会思想や政治思想の文献の中でそのような発想に出会うことはありませんでした。私が当時わずかに知っていた政治思想は平等主義的かつパターナリスティックな福祉国家思想、それどころか社会主義か、さもないれば伝統尊重のナショナリスティックな保守主義くらいで、私はそのいずれにも、押しつけがましい抑圧的なものを感じて共感できなかったのです。そのため、当時はすでにジョン・ロールズの『正義論』の古い方の翻訳〔矢島欽次監訳、紀伊国屋書店、1979年〕も出ていてロールズに関心を持つ哲学者も多かったのですが、私は規範的正義論にはそれほど興味を持っていませんでした。

ところが『アナキー・国家・ユートピア』は、人はそれぞれ自分の身体の排他的な所有者だという個人主義的な自己所有権テーゼを妥協せずに唱えていました。この本を読んだ私は、自分とよく似た信念を公然と主張する哲学者がいてその本が広く読まれていると知って勇気づけられ、初めて正義論に関心を持つようになりました。振り返ってみれば、私は学生時代にジョン・ロックの『市民政府論』、すなわち『統治二論』第2編を読んでいたのですが、その時はまだ現代の正義論に関する知識が全然なかったので、単に政治思想の歴史的古典として読んでいたにとどまり、時代を超えたロックの議論の意義を理解していませんでした。

ただし東京大学助手時代の私は今述べたように古代ギリシアの刑罰論を研究していたので、助手論文を書き終えるまではそれに専念することにしていました。また助手論文を書いた後は、後で3に述べるようにデレク・パーフィットの人格同一性論に関心を奪われていたため、本格的にリバタリアニズムの研究を始めたのは1980年代の終わりになってからです。

『権利と人格』は『ギリシア人の刑罰観』に続く2冊目の単著で、私がまだ一橋大学法学部講師だった1989年に刊行したものです。この本は今言ったパーフィットの影響を一番強く受けた著作ですが、そこにはまた、当時の私がパーフィ

ットに劣らず影響を受けたジョン・マッキーの倫理学説を私なりに発展させた部分もあります。

マッキーはメタ倫理学では非実在論的な「エラー理論」の提唱者として有名ですが、規範倫理学においては晩年に「権利基底的道徳」を提唱しました。当時の私はいずれの分野においてもマッキーの議論に説得されましたが、『権利と人格』で私がマッキーの驥尾に付して提唱したのは権利基底的道徳の方です。(これに対して、私はメタ倫理学については最近の『法哲学講義』で1章をあてるまで正面から論ずることがありませんでした。この分野について、私は今ではパーフィットの影響もあって非自然主義的実在論≡直観主義にもある程度の説得力を感じているので、今後さらに勉強するつもりです。)権利基底的道徳とは、〈道徳の意義はカントが主張したように基本的な義務の順守にあるのでもなければ、功利主義者が主張したようにある一つの目的の実現にあるのでもなく、諸個人の基本的な権利の保護や実現にある〉という思想です。典型的には、ジョン・ロックやトマス・ペインが提唱したような自然権論がその実例です。私は今でもこのような自然権論が十分擁護できると信じていますが、『権利と人格』では、その基本的権利の内容について十分な議論を行わず、安易にそれを今日一般的に「人権」として認められているものと同一視してしまったきらいがあります。

しかしノージックの『アナキー・国家・ユートピア』によってリバタリアニズムを知り、さらにロックの『統治二論』にさかのぼって研究したり、あるいはカナダのリバタリアンであるジャン・ナーヴソンにたまたまエジンバラの国際学会で会った結果送ってもらった彼の *The Libertarian Idea* [Temple University Press, 1989] を読んでみた結果、私は自覚的に自己所有権テーゼを取るようになりました。これは、各人は自分の身体と労働の産物に対する強力な自然権を持つという思想です。ただしノージックはロールズの平等主義的な分配的正義論を論駁はしても、彼自身の自己所有権テーゼそれ自体の正当化や基礎づけを行いませんでした。だから哲学者のトマス・ネーゲルは『アナキー・国家・ユートピア』の議論を「基盤なきリバタリアニズム」と呼びました。同じような不満はロックについてもある程度まで妥当します。

その点をあきたらなく感じていた私は、法学部助教授時代の1995年に出版し

た3冊目の著書『財産権の理論』において自己所有権テーゼの独自の正当化論を提出し、それに基づいた「自然権としての私的所有権」の議論を展開しました。その発想こそ、大部分の人々がたとえ意識していなくても抱懐している道徳的信念だ、と私は主張しました。遺憾なことに現代の日本の法学界では、財産権というものは根本的にすべて国家が作り出した人工的な制度だという発想が強くて、私のこのような主張は主流にならないようですが、それでも無体財産法学者の中に私の主張に理解を示してくれる人たちがいたのはうれしいことです。

『財産権の理論』を公刊した20世紀の最後から21世紀の始めにかけての20年間近く——年齢でいえば40代と50代前半を含むことになります——私は研究活動の主力をリバタリアニズムの検討とその適用に集中し、その結果オーストリア学派経済学の研究にも手を伸ばしました。偶然ですが、この時期は私の最初の子どもが生まれてから最後の3人目の子どもが小学校を卒業するまでとほぼ重なります。そのためこの間は家庭では子育てに忙しくて、大学と自宅を往復する以外には他の所に行く余裕もあまりありませんでしたから、今回顧すれば、我ながら真面目に研究にはげんだものだと思います。

『財産権の理論』以後の著作を概観してみると、1997年にはすでに触れた『ロック所有論の再生』を公刊してロックの労働所有論の合理的再構成を行い、それに対する批判に答えました。2001年には『自由はどこまで可能か』という一般読者向きの新書によってリバタリアニズムの概観をわかりやすくまとめました。幸いなことにこの本はロングセラーになり、私の本の中で一番よく売れて、リバタリアニズムの入門書である現代の小さな古典としての地位を確立しています。またこの時期に私がリバタリアニズムの理論的諸問題や各論的応用について書いた論文の多くは、2013年に『リバタリアンはこう考える』として論文集にまとめることができました。[原稿にはなかったが、ここで聴衆の中に座っていた信山社の『リバタリアンはこう考える』の担当編集者を紹介した。]その他この時期には、他の研究者の協力を得て『リバタリアニズム読本』と『リバタリアニズムの多面体』という2冊の編著と、ランディ・バーネットの『自由の構造』、マレイ・ロスバードの『自由の倫理学』、デイヴィッド・フリードマンの『自由のためのメカニズム』という3冊の訳書も出しました。なおこれらの書物のうち、

『ロック所有論の再生』と『リバタリアンはこう考える』の出版にあたっては、幸いにも一橋大学から財政的援助をいただきました。また2004年には、広島大学で開かれた日本法哲学会の学術大会総合テーマとして「リバタリアニズムと法理論」を組織しました。

この時期の集中的なリバタリアニズム研究のために、私は日本におけるリバタリアニズム理論研究の第一人者と目されるようになりました。私自身も、自分が日本の学界に一番貢献できたのはこの領域だと思っています。ただ一つ心残りなのは、日本で私以外にリバタリアニズムを研究する人がまだあまり多くないということです。法哲学の世界ではハイエクの研究者である嶋津格さん〔千葉大学名誉教授〕や私がいるせいか、何人かの重要な研究者が出ていますが、倫理学や政治哲学の学界では平等主義やコミュニタリアニズムと違って、リバタリアニズムを研究する人がほとんど存在しないのは残念なことです。

なお正義論に関する私の論文の中には、リバタリアニズムとは直接関係ないものもあります。世代間倫理に関する私の論文がたまたま今年になって2本公開されましたが〔「未来世代に配慮すべきもう一つの理由」と「互惠性は世代間正義の問題を解決するか?」〕、これらがその例です。一般的に言って、まだ生まれていない未来の人々や人間以外の動物は自分で権利を行使できないので、彼らに配慮すべき義務を自己所有権によって正当化するのは難しいように思われます。これらの問題はリバタリアニズムにとって重要な課題です。

3 人格の同一性

『アナキー・国家・ユートピア』を読んだのと同じように、しかしそれよりも遅れて、これも東京大学の助手だった時期だったと思いますが、私はジョナサン・グラヴァー編のアンソロジー *Philosophy of Mind* [Oxford University Press, 1976] で、デレク・パーフィットの論文“Personal Identity”と、それに対立するバナード・ウィリアムズの論文“The Future and the Self”を読んで、人格の同一性というのは実に面白い哲学的問題だと感じたのですが、この2つの論文のうち、私のはるかに大きな魅力と説得力を感じたのはパーフィットの方でした。その後、立教大学の助手をしていた1984年になってパーフィットの『理由と人格』

の原書が出たので、さっそくそれを読み、すっかり彼の還元主義的な人格同一性論や、もっと一般的には、奇抜な思考実験を用いる哲学の方法に熱中してしまいました。

そのため『権利と人格』の中では長めの1章をあてて、〈各人にとって実践的に大切なのは生涯を通じた人格の同一性ではなく、むしろ各時点間の心理的な結びつきだ〉というパーフィットの見解を私なりにさらに展開しました。具体的には、パターンリズムとか功績 (desert, 非難や称賛の可能性) といったテーマにも応用してみたわけです。

権利基底の道徳とか、その後私が提唱することになる前述の自然権論的リバタリアニズムといった、明白に個人主義的な思想と、この還元主義的な人格同一性論は、両方とも私にとって大変説得力があるもので、今でもそれを放棄するつもりはありませんが、両者は別々の思想であり、むしろ対立する可能性もあります。なぜなら還元主義的人格観は、各個人の生涯を通じた統一性を否定し、その結果として「人格の別個性」を相対化する傾向があるからです。そのため、私の著作の中にあるこの2つの思想が矛盾しているのではないかという疑問を持つ人が少なくないようです。

確かに両者は別々の発想であって、私もそれを簡単に融合できると思っているわけではありません。実際パーフィットは「基本権」という発想自体に否定的でしたし、ノージックは人格の別個性を強調しました。しかし私は両者の発想が両立できないとも思いません。自己所有権を持つ権利主体を、生涯を通じて統一された人格ではなく、各時点の人格として理解し、かつ基本権の内容をむやみに拡張しない一方で、功利主義的な「福利の最大化」という考慮も道徳の中である程度考慮すべき余地がある——このようにして、両者の発想を調整することができると考えています。さらに私は楽観的に、この私がいくら反省して冷静に考えても2つの発想のいずれも否定できないと感じている以上、両者は両立できるはずだ、とも信じています。

私は一橋大学法学部助教授になった後サバティカル・リーヴをいただき、1990年の夏から1992年の夏にかけて2年間ハーヴァード大学哲学科の客員研究員としてアメリカで在外研究をして、ロールズやノージックやアマルティア・センや

トマス・スキャンロンやマイケル・サンデルの授業を聴講する機会がありました。それだけでなく、予想もしなかったことですが、パーフィットがハーヴァードの客員教授として授業をするためにイギリスからやってきたので、彼と親しく話す機会を持ってました。私は『理由と人格』の訳者解説で少しだけ触れたことがありますが、パーフィットは外見も言行も極めて特徴があり、私が直接知っている学者の中で一番浮世離れた人でした。私はパーフィットの書いたものだけでなく、直接その人柄にも接してますます彼に傾倒しました。パーフィットを私と妻が住んでいた借間に招いた日、彼も私と同じようにニコラ・プッサンとクロード・ロランの風景画が大好きだということを知った妻が、“What a coincidence!”と言ったら〈哲学で同じような思想を持つ者が芸術で同じ嗜好を持つのは偶然でない〉と返されたことは、今でもよい思い出です。また私は工場製畜産 factory farming に反対する彼の思想に納得して肉食をやめることにもなりました。

帰国後、勁草書房からパーフィットの『理由と人格』を訳さないかという提案を受けて引き受けたのも、日本で私以上にパーフィットのことをよく知っている者はいないだろうという自信があったからです。この訳書は私の著書と訳書の中で飛びぬけて大部のもので [A5 版二段組 800 ページ]、翻訳には2年間の時間がかかり 1998 年に出版されましたが、この本が日本語で読めるようになったのは有意義だったと自負しています。

その後しばらく私は人格の同一性から遠ざかっていましたが、2009年に発表した論文「個人はいかにして存在するか」の執筆を頼まれたのを機会にこのテーマに立ち戻り、すでにハズリットが19世紀初頭にこの問題について重要な議論をしていたことを知り、「ウィリアム・ハズリットの人格同一性論」という長い論文を2010年に発表しました。これは一橋大学の紀要『人文・自然研究』に掲載されただけで書物に収められていませんが、私にとって大きな愛着がある論文です。リバタリアニズムと同様、このテーマについても日本で私以外の研究者が多くないようなのは残念なことです。

4 実定法学の基礎的問題

ここでいう「実定法学」とは、狭い意味の法解釈学だけでなく、立法に関する

規範的な議論も含めて理解して下さい。

法哲学は何らかの仕方で法の実践に指針や助言を与えなければ存在する意味がないと信じている法哲学者もいますが、私は法哲学の研究が必ず実定法学に役立つなければならないとは全然思っていません。学問のための学問、大いに結構であって、特に哲学は実用的価値を持たなくても構わないと信じています。しかしその一方、法哲学は実定法学に寄与する能力があるにもかかわらず、例外はありますが、日本の法哲学者はその能力をあまり発揮してこなかったという不満も持っています。たとえば正義論のしばしば抽象的な理論を理解するためには、それが法制度においてどのような帰結に至るかを知ることが役に立ちます。そして法哲学者は一般の哲学者と違って法学の勉強をしたことがあるのだから、もっと実定法学に関心を持ってよいはずです——法哲学者の議論を実定法学者がはたして歓迎してくれるか、どのように評価するかはともかくとして。

法哲学が実定法学にどの程度、またどのように寄与できるかについての私の考えは『法哲学講義』の「序論」で書いたので、ここでは繰り返しません。

私は法哲学研究の経歴を通じてしばしば実定法学の領域にも足を踏み入れてきました。『ギリシア人の刑罰観』が刑法総論に、『財産権の理論』や『ロック所有論の再生』が憲法の人権論や民法の所有権論に関係することは言うまでもないでしょうが、私はその他にも著書や論文の中で、契約や家族や相続や著作権や税制や政教分離といった法制度の基礎を検討する論文を書いてきました。これらの論文の内容に一々立ち入ることはしませんが、それらの基礎にある発想は、多くの場合やはり自然権論的リバタリアニズムで、そのような論文の多くは『リバタリアンはこう考える』に収録されています。私はこれらの論文を通じて、法哲学の理論が悪い意味でアカデミックな空理空論にとどまるのではなく、実践的なインプリケーションを持ちうるということを示してきたつもりです。

5 法概念論

私は長い間一橋大学で「法哲学」と「法言語基礎論」という2つの学部講義を担当してきました。両方とも実質的には法哲学の授業ですが、「法哲学」の講義の方では正義論を取り扱い、「法言語基礎論」の講義では「そもそも法とは何

か？」という法概念論を取り扱ってきたわけです。しかし今から数年前まで、私は正義論の分野と違って、法概念論の分野ではハンス・ケルゼンやH. L. A. ハートやロナルド・ドゥオーキンに関する数編の論文しか発表してきませんでした。そこでこの問題についても私の見解をまとめておきたくて、2015年に公刊した『法哲学講義』の大部分を法概念論にあてることにしました。本書は私が初めて自覚的に講義のための教科書として書き下ろした本でもあるので、その刊行によって法哲学の教育者としての肩の荷を下ろせたという感慨がありました。

この本は私の見解を強く打ち出しているため、私以外の方が教科書として使うには少々注意が必要かもしれません。たとえば本書におけるドゥオーキンの評価が厳しすぎると感ずる人も多いでしょう。しかし現在の日本では法哲学の概説書はすでに何冊も出ていますが、正義論よりも法概念論に重点を置いた概説書は意外なことにほとんどなかったもので、本書には十分存在価値があると信じています。

法概念論の分野では、私はハートのヴァージョンの包摂的法実証主義におおむね納得していますが、さらに検討すべき問題はたくさん残っている、というか、むしろ明らかになってきたので、これからも研究を続けていくつもりです。[その後『一橋法学』18巻3号に「ハートの法理論はいかにして発展させられるべきか」を発表した。]

6 幸福論

私は最近幸福・ウェルビーイング論の分野に興味を持ち、昨年秋『幸福とは何か』という、若い読者向けの新書本を出しました。私は「法哲学」の講義の中でたいてい幸福（≒福利≒効用）の観念について少し詳しく話しています。というのは、「最大多数の最大幸福」を道徳や公共政策の究極的目的とする功利主義を説明する際に、そこで言う「幸福」の内容を明らかにする必要があるし、功利主義以外の正義論も幸福という観念を無視するわけにはいかないからです。しかしこの問題について日本語の適当な文献がありませんでした。パーフィットの『理由と人格』以降、最近30年以上の間、英語圏の哲学では幸福あるいはウェルビーイングとは何かという問題について活発な議論がなされているのに、日本語でそれを紹介する一般読者向きの書物が出版されていなかったのです。

そこで私はこの問題について入門書を書いて現在の理論状況をわかりやすく説明しようとしたわけですが、それに加えて、この領域での議論の紹介を通じて、哲学というものの議論と思考の仕方を読者に学んでもらおうという目標も立てました。この本はその目的のために多くの思考実験を利用しました。

幸福・ウェルビーイングに関する諸説を紹介し哲学的思考の方法の実例を示すという、本書の2つの目的がどの程度達成できたかは読者の判断にまづしかありませんが、本書は私の単著の中で自説の開陳が一番控え目なものです。というのは、私は正義論の領域ではロック＝ノージック的自然権論的リバタリアニズム、法概念論の領域ではハート流の包摂的法実証主義という立場をとっていますが、幸福論の領域では代表的な3つの説である快樂説・欲求実現説・客観的リスト説のいずれにも一長一短があるように思えるため、意図したわけではありませんが、本書の論述が中立的なものになったからです。幸福とは何であるかに関心を持つ人は誰でも——おそらく皆さんの大部分がそうではないかと思いますが——まず本書を読んでこの問題についての手がかりをつかんでもらいたいと希望します。その意味で本書は一家に一冊必携の書だと言えるでしょう。

この幸福論の問題はすでに述べた2や3の領域とも重なるので、私はこれからもさらに研究を続ける予定です。

7 翻訳

最後に私の研究の中で大きな部分を占める翻訳活動についてお話しします。

[最終講義の際に配布された]業績目録を見ていただければわかるように、私はこれまで5冊の単独訳書と10冊以上の共訳書を出してきました。日本の法哲学者でこれだけ翻訳をしてきた人は長尾先生しかいないでしょうし、今の一橋大学の教員全体の中でも、私ほど横のものを縦にしてきた人は少ないのではないかと思います。これらの訳書の中には、出版社から頼まれたものもあれば、私の方から出版社に提案したものもありますが、前者であっても義理で断れなかったようなものはありません。すべて進んで引き受けたものです。

私がこのように翻訳を引き受けてきたのには複数の理由があります。

第一に、私が翻訳した本の大部分は、出版社から頼まれたものも含めて、日本

語で読めるようになれば日本の学界や読者層に大いに裨益すると思ったからこそ翻訳を引き受けたのです。中でもパーフィットの『理由と人格』など、20世紀の哲学史に燦然と輝く名著ですが、膨大な分量のため、私が使命感を持って訳さなければいつまでも翻訳されなかったのではないかと思います。また私はリバタリアニズム研究の不可欠の一部として、代表的なリバタリアンの著作を何冊も率先して単独で、あるいは共訳者を募って、翻訳してきました。私がよく言ってきたことですが、外国語の文献を主として利用している多くの学者は、つまらない論文や研究書を書くよりも、自分の研究の対象や自分が研究の頼りにした重要な原書を翻訳の方がよほど世のため人のためになります。しかし私がこういうことを言うと、〈翻訳は業績にカウントされないから……〉という反応がよく返ってきます。この反応は、まだ安定した職を獲得していない研究者の場合には理解できます。しかし一旦安定したポストについて業績作成にそれほどこだわる必要がなくなった学者ならば、自分の研究の独創性を過大評価せずに、自分は平凡な論文を書くよりも重要な本の翻訳をした方がよいのではないかと真剣に自問すべきです。

私がたくさんの翻訳をする第二の理由、それは自分の研究にも役立つからです。外国語の本を読むとき、それを利用したり紹介したりするだけなら、いい加減な理解でも間に合うことがよくあります。自分が理解できない部分は無視すればよいからです。しかし翻訳をするとそのような部分も何とかわけがわかるように訳そうと努力しなければなりませんから、いやでも理解が深まります。

第三の理由として、翻訳は細切れの時間でもできるということがあります。論文の執筆はある程度まとまった時間をとって一心に集中しないとできませんが、翻訳はたとえ数十分でもそれなりに仕事ができます。時間をかければ、確実にそれに見合っただけの結果が残せるということは、翻訳の大きなメリットです。さらになかなか研究に集中できないときにも、翻訳はよい気分転換になります。

第四に、今言ったことと関係して、翻訳という作業が私の性に合っているのだと思います。英語で表現された観念や思考を、原文の趣を残しながら明晰な日本語に置き換えるのは、とてもやりがいのある仕事です。むしろそれが可能であるためには、原書が私にとって理解できるものでなければなりません、幸いこれ

まで私の手に余るような翻訳の仕事を頼まれたことはありません。私に翻訳の仕事をもちかけるような人は皆私のことをよく知っていますから、ポストモダニズムの文献の翻訳を依頼したりしません。

ところでレジユメにはありませんが、翻訳に関係する大切なことを、一言つけ加えておきます。私の妻の森村たまきは専門の翻訳家で、これまで20冊以上の訳書を出していますが、その中心は、国書刊行会が出しているイギリスの国民的ユーモア作家P.G. ウッドハウスのジーヴス・シリーズです。昨年秋に美智子皇后〔当時〕が誕生日の回答で、退位後はジーヴスの本を読むのを楽しみにしているとおっしゃいましたが、妻はそのシリーズ全14冊を全部訳しています。実はパーフィットも、妻や私と同様ウッドハウスの愛読者で、パーフィットの本〔*On What Matters*, Oxford University Press, 2011, 2017〕の中にはウッドハウスからの引用が複数あります。このこともわれわれとパーフィットが意気投合した一つの小さな原因です。私は妻の翻訳に助言したり調べ物をしたりして目立たない「内助の功」を果たしたことがあります。その反対に、私の翻訳に対する妻からのそのような「内助の功」はありません。妻に翻訳を協力してもらった時は、他の共訳者の方々と同じように必ず共訳者としてはっきり名前を出してアクリッジしています。今言ったことを疑う人がいたら、どうか〔ここにいる〕妻に直接訊いて下さい。

たいてい私は共訳の場合、まず自分の担当分の翻訳を見本として共訳者に送って、文体や用語をそれに合わせるようお願いしています。そのようにして、共訳書の場合も単独訳と同じように全体の統一性を保とうと努めています。

ところで私は英語から日本語への翻訳はたくさんしてきましたが、配布資料を見ればわかるように、英語での執筆はそれに比べるとはるかに少ないです。できればもっと国際会議に積極的に参加したり外国の研究者とのコミュニケーションに努めたりして、海外への発信と交流に努めたらよかったという思いはあります。しかし日本語での執筆に時間とエネルギーを傾注したため、英語の業績が少なくなってしまうのはある程度までやむをえないことだったと諦めています。

最後に書評の仕事についても触れておきましょう。私は書評も比較的多く手掛けていますが、これも論文を書くのと同じくらいの注意を払って書いています。

というのも、肯定的にであれ批判的にであれ、他の人の研究を批評するのは、とりもなおさずそのテーマに関する自分の熟慮された見解を明らかにすることだからです。またわざわざ一本の論文を書くほどの材料はないけれども、ある問題について見解を述べる価値があると思った場合など、書評はとてもよい発表手段になります。

終わりに

私は今でも幸い健康と知的関心を失っていませんから、定年後も研究を続けるつもりです。ここまであげた1から7までのどの分野にも関心を持ち続けていますが、それに加えて、できればメタ倫理学の分野にも手を伸ばしたいと思っています。[その後『一橋法学』第18巻第2号に発表した書評「スコット・ジェイムズ著『進化倫理学入門』」の中でこの分野に少し触れた。]しかし今日は森鷗外の言うところの「なかじきり」として、これまでの研究を回顧しました。

私がこれまでお話した研究ができた大きな原因は、自分の関心に合ったテーマだけに取り組んできたということにあるでしょう。学者に限らず誰でもそうだと思いますが、自分が心からの興味を持ってないテーマを無理に研究しても頭に入らないし、そもそも研究しようという自発的な意欲もわきません。もし私が関心を持ってない共同研究に「大人の事情」で引っぱり込まれていたら、きっと大した結果を遺せなかったでしょう。幸い私がこれまで参加してきた共同研究は、何らかの仕方で私の関心をひきつけるものばかりでした。

しかしその一方、今言ったことと一見矛盾するようですが、私は人から与えられたテーマで論文を書くことによっても自分の研究を発展させてきました。私は特定のテーマで論文の執筆を頼まれた時、最初から自分が関心を持ってないテーマだとわかっていたら話は別ですが、調べれば関心が持てそうだった場合は、なるべく引き受けるようにしてきました。というのも、そのような場合は「このテーマで森村に書かせよう」と期待してくれる学者仲間や編集者がいるに違いないのですから、その期待になるべく応えねばならないという使命感を感じずるからです。

そのような注文に応じた結果、それまで知らなかった発想に出会ったり、考えていなかったようなアイデアを思いついたりして当初の期待以上の論文を書いたこともあれば、最後までそのような機会がなくて意に満たない平凡な文章しか書けなかったこともあります。どちらの結果に至るかは実際に執筆してみなければわからないことです。前者の会心の論文の多くは『リバタリアンはこう考える』に収録されています。

だからと言って、私の研究歴がすべて順風満帆だったというわけではありません。今日お話したのはすべて達成できた業績ですが、その一方、最初は関心を持って手掛けたけれども、読むべき文献や調べるべき事柄が多すぎて時間不足のため結果を残せなかったり、研究を進める途中でどういうわけか興味が薄れてしまったり、研究しても新鮮なアイデアが出てこなかったりして、それきりに終わってしまったテーマもあります。これらのテーマについてお話するつもりはありませんが、これらについてすべて言えるのは、それが成功に至らなかった責任は私一人にあって、他の誰のせいでもない、ということです。

その反対に、幸いにも私が1980年以來40年近くにわたって学者生活を続けてこれだけの業績を残すことができたのは、今まで31年間勤務した一橋大学をはじめとする諸大学の教員・職員・学生の皆さん、学界の研究者仲間、出版社の担当編集者、そして家族のおかげによるところが大です。今あげた方々の中には、この最終講義の場に来ていただいた人も、この場にいらっしやらない人も、あるいは碧海先生やパーフィット先生のようにすでにこの世から去った人もいますが、この場を借りてすべての方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

参考資料

レジュメ

はじめに

- ・「道」は一本でなく複数

①思想史

- ・最初の著書『ギリシア人の刑罰観』（1988）に至るまで

- なぜ古代ギリシア研究を続けなかったのか
- ジョン・ロック、トマス・ジェファーソン、ウィリアム・ハズリット、ハーバート・スペンサーなど
- 私の思想史研究の特徴

②規範的正義論、特にリバタリアニズム

- ノージックの『アナーキー・国家・ユートピア』との衝撃の出会い
- 2冊目の著書『権利と人格』(1989)の権利基底的道徳
- 3冊目の著書『財産権の理論』(1995)以降、約20年間の一貫したリバタリアニズム研究(20世紀末から21世紀初頭まで)

③人格の同一性

- パーフィットの「人格の同一性」と『理由と人格』とのこれも衝撃の出会い
- 『権利と人格』の中の二つの思想
- ハーヴァードにおけるパーフィットとの邂逅
- ハズリットへの関心

④実定法学の基礎的問題

- 法哲学と実定法学の関係
- 刑法総論、人権、所有権、著作権、契約、家族、相続、政教分離、税制……

⑤法概念論

- 「法言語基礎論」の講義に基づく『法哲学講義』(2015)
- ハートの包摂的法実証主義

⑥幸福論

- 幸福・ウェルビーイング論に関心を持ったわけ
- 『幸福とは何か』(2018)の二つの目的

⑦翻訳

- 私がこれほど翻訳をする四つの理由(学界・読書界への貢献、研究の助け、時間の有効利用、楽しみ)
- 書評を書く意義

終わりに

- 「なかじきり」——研究活動の反省
- 感謝の言葉